[redacted]

総務省 電気通信事業サービス課
受
23.9.26
付
第325号

接続約款変更認可申請書

東相制第 11-0075 号
平成 23 年 9 月 22 日

総務大臣
川端　達夫　殿

郵便番号　１６３－８０１９

住所　　東京都新宿区西新宿三丁目１９－２

名称及び代表者の氏名

東日本電信電話株式会社

代表取締役社長　江部 努 [redacted]

登録年月日及び登録番号

平成１６年４月１日　第 233 号

電気通信事業法第 33 条第２項の規定により、別紙のとおり接続約款の変更の認可を受けたいので申請します。

実施期日	認可を受けた後、平成 23 年 10 月１日より実施します。

電気通信事業法第33条第２項に基づく第１種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧

第２　網改造料

１－１　網改造料の対象となる機能

区　分		備　考
(1)～(64)　(略)	(略)	(略)

新

第２　網改造料

１－１　網改造料の対象となる機能

区　分		備　考
(1)～(64)　(略)	(略)	(略)
(65) 特定サービスを利用する通信を識別して接続する機能	加入者交換機において、当社又は協定事業者の特定サービス（音声応答装置を利用するサービスをいいます。）を利用する通信を識別し、当該サービスを提供する電気通信事業者の音声応答装置へ接続する機能	――

附 則

この改正規定は、認可を受けた後、平成23年10月１日より実施します。